



2023年11月15日

SOMPOアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会
【本件に関するお問い合わせ】リテール営業部 0120-69-5432

＜米国株式プレミアムキャリー戦略ファンド （愛称：プレミアム5）＞の設定

SOMPOアセットマネジメント株式会社は、米国株式プレミアムキャリー戦略ファンドを2023年12月21日に設定しますので、お知らせいたします。

当ファンドはS&P500指数を原資産とした上場プット・オプションを売却することで、プレミアムの獲得を目指すファンドです。

原則として、満期日までの期間が5営業日以内のプット・オプションを複数売り建てることで権利行使価格を分散します。また、権利行使価格を米国株式市場の相場変動に合わせて調整することで、株価の下落により損失を被るリスクの低減を目指します。

ファンドの運用にあたっては、フランスの大手金融機関である、ソシエテ・ジェネラル・グループのノウハウを活用します。

当ファンドは伝統的な株式や債券とは異なる値動きの特性を持つため、株式や債券等と併せ持つことでリスク分散を図りたいとお考えのお客さまや、株式市場の変動が大きいタイミングにおいてもプレミアムによるリターンを期待したいお客さまに、投資の選択肢としてご検討いただきたいファンドです。

● ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

● ファンドの特色

1 「米国株式プレミアムキャリー戦略」のパフォーマンスを享受することで、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・「米国株式プレミアムキャリー戦略ファンド(適格機関投資家私募)」および「SOMPOマネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。原則として、「米国株式プレミアムキャリー戦略ファンド(適格機関投資家私募)」への投資比率を高位に保ちます。
- ・「米国株式プレミアムキャリー戦略ファンド(適格機関投資家私募)」においては、ソシエテ・ジェネラルが提供する「米国株式プレミアムキャリー戦略」のリターン(損益)を享受する担保付スワップ取引*を行います。なお、担保付スワップ取引とは別に、わが国の短期公社債等に投資します。

*担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくとも、相手方(主に金融機関)に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことです。

「米国株式プレミアムキャリー戦略」について

- S&P500指数を原資産とした上場プット・オプションを売却することにより、プレミアム(オプション料)を受領し、安定的に収益を獲得することを目指します。

<プット・オプションの売却とは>

- プット・オプションとは、特定の価格(権利行使価格と呼ばれます)で原資産(対象資産)を「売る権利」です。
- オプション取引は、資産そのものではなく、権利を売買することが特徴です。
- プット・オプションの売り手は、対価としてプレミアム(オプション料)を受け取ります。
- ただし、プット・オプションの満期日に、原資産価格が権利行使価格を下回った場合、プット・オプションの売り手において、損失が発生します。

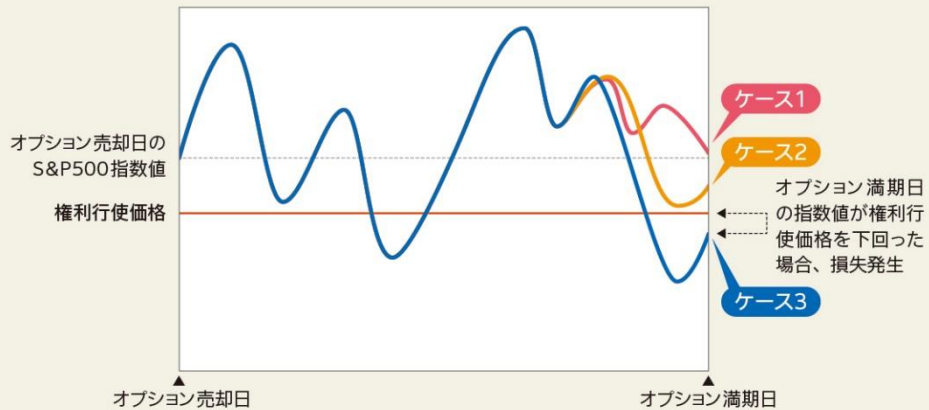


ファンドの目的・特色

「米国株式プレミアムキャリー戦略」について

- 満期日や権利行使価格が異なる上場プット・オプションを常に複数売り建てることで、リスクの分散と安定的な収益獲得を図ります。
 - ▶ 売却するプット・オプションの満期日までの期間は、原則として5営業日以内とします。
 - 満期日までの期間が5営業日以内かつ権利行使される確率が低い権利行使価格の上場プット・オプションが相対的に割高で取引されることを想定し、この条件のオプションを売却することにより、効率的なプレミアムの獲得を目指します。
 - ▶ 権利行使価格は相場リスク度に合わせて調整します。
 - 当戦略は上場プット・オプションを売却しますが、その権利行使価格については、相場が大きく動くと予測された際は低く設定し、安定相場が予測された際は高めに設定します。相場リスク度に合わせて権利行使価格を調整することで、株価下落による損失を生じにくくすることを目指します。
- 投資効率を高めるため、オプションの名目上の元本(想定元本)の合計は、「米国株式プレミアムキャリー戦略ファンド(適格機関投資家私募)」の純資産総額の概ね2倍とします。そのため当戦略の損益は、オプションの名目上の元本(想定元本)の合計が純資産総額と同額であった場合との比較で概ね2倍となります。

S&P500指数のオプション満期日までの値動きのイメージ



- | | | |
|------|----------------------------|--|
| ケース1 | S&P500指数が変わらずまたは上昇した場合 | ▶ プレミアム分の利益 |
| ケース2 | S&P500指数が下落したが、権利行使価格以上の場合 | ▶ プレミアム分の利益 |
| ケース3 | S&P500指数が権利行使価格未満になった場合 | ▶ プレミアム分の利益
● 権利行使価格を下回る部分の
(オプション満期日の指数値-権利行使価格)オプション損失 |

※オプションの損益判定は、オプション満期時のS&P500指数の値を参照しますが、満期日前であっても、S&P500指数が下落する局面では、オプション取引に評価損が発生し、基準価額が下落する可能性があります。

上記はあくまでイメージであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

ソシエテ・ジェネラルについて

- ・ソシエテ・ジェネラル・グループは、総資産14,868億ユーロ(約210兆3,375億円)の欧州最大級の金融グループです。世界66カ国に117,000名を超える社員を擁しています。
- ・投資銀行業務、グローバルファイナンスおよびグローバルマーケットを軸とするソシエテ・ジェネラルの戦略に沿って事業を展開しており、アジア太平洋地域のみならず、グローバルネットワークを通じてお客さまに付加価値の高いソリューションを提供しています。

(2022年12月末現在)

S&P500指数について

S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している米国の代表的な株価指数です。ニューヨーク証券取引所、NASDAQに上場している銘柄から代表的な大型株500銘柄の株価を基に算出される時価総額加重平均型株価指数です。世界の機関投資家の運用実績を測定するベンチマークとして幅広く利用されています。

2

為替変動リスクは限定的です。

- 実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引における「米国株式プレミアムキャリー戦略」のリターン(損益)部分等のみとなるため、為替変動リスクは限定されます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	米国株式プレミアムキャリア戦略ファンド(適格機関投資家私募)
形 態	国内籍私募投資信託(円建て)
主 な 投 資 対 象	オンバランスではわが国の短期公社債等を主要投資対象とし、オフバランスでは担保付スワップ取引(円建て)(以下「スワップ取引」)を主要取引対象とします。
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none">・スワップ取引への投資を通じて、ソシエテ・ジェネラルが提供する米国株式プレミアムキャリア戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。・米国株式プレミアムキャリア戦略は、S&P500指数の上場プット・オプションを売却し、安定したオプション・プレミアムの獲得を目指します。売却するプット・オプションの満期は1～5営業日までの超短期で、権利行使価格はマーケット環境に応じて設定します。投資効率を高めるため、米国株式プレミアムキャリア戦略で用いられるオプションの想定元本は、概ね純資産総額の2倍となります。・原則として、信託財産の純資産総額に対する参照戦略のエクスポージャーを高位に保ちます。・主としてわが国の短期公社債等を中心に投資を行い、コール・ローン等にも投資を行います。・市場動向や資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none">・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)への直接投資は行いません。・株式への直接投資は行いません。・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
決 算 日	原則、毎年12月10日
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.165%(税抜0.15%) ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、以下の費用がかかります。 <信託事務の諸費用> ①組入る有価証券等の売買に要する費用および保管費用等、資金の借入れを行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等ならびに受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ②前記①の費用等に加え、以下に掲げる費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 1. 投資信託振替制度に係る費用 2. 投資信託約款および運用報告書等の作成、印刷、交付等に要する費用 3. この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、届出等に要する費用 4. この信託の設定および運営・管理に関し、特定資産の価格調査、法務・税務等につき要する費用 5. 店頭デリバティブ取引等に係る担保管理等に要する費用 6. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用 なお、前記1.から6.に掲げる費用を総称して以下「諸費用」といいます。

ファンドの目的・特色

信託報酬等	<p>「諸費用」に関しては、投資信託財産の純資産総額に年0.110%（税抜0.10%）を乗じて得た額を上限とします。（本費用については、投資信託財産の規模などを考慮し、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することが出来るものです。）</p> <p><参照戦略指数に係る費用></p> <p>当ファンドで活用するスワップ取引では、間接的に参照戦略における戦略複製コストおよび執行コスト等を負担することになります。</p> <p>ただし、当該コストは運用状況により変動するものであり、事前に上限等を表示することはできません。</p>
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

※ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

名称	SOMPOMANEERPOOLMAZAFUND
形態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	わが国の公社債等（残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券）に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。・外貨建資産への投資は行いません。・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2018年10月26日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年10月18日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	SOMPOMANAGEMENT株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

● 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク	<p>株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>当ファンドで用いる「米国株式プレミアムキャリー戦略」においては、S&P500指数を原資産としたプット・オプションの売却を行い、プレミアム（オプション料）を受け取ります。ただし、オプションの満期日におけるS&P500指数が権利行使価格未満になった場合は損失が発生しますので、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、満期日前であってもS&P500指数が下落する局面では、オプション取引に評価損が発生し、基準価額が下落する可能性があります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> レバレッジリスク	<p>当ファンドで用いる「米国株式プレミアムキャリー戦略」においては、オプションの想定元本の合計が当ファンドの投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対して概ね2倍となるようプット・オプションの売建てを行います。そのため、S&P500指数が急激に下落し、権利行使価格を下回る場合には、当ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク	<p>当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引では、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 流動性リスク	<p>国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。</p> <p>当ファンドが投資対象とする投資信託証券は担保付スワップ取引を活用します。市場環境の急変や「米国株式プレミアムキャリー戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。</p>

投資リスク

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第 37 条の 6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2023年12月1日から2023年12月20日まで 継続申込期間 2023年12月21日から2025年3月21日 ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止(解約申込が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等*その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合等をいいます。以下同じ。
申込不可日	<申込日もしくは申込日の翌営業日が以下の日に該当する場合> ・シカゴ・オプション取引所(CBOE)の休業日(半日休業日を含む) ・ニューヨークの銀行の休業日 <申込日の翌営業日の翌日(土曜日・日曜日を除く)が以下の日に該当する場合> ・東京の銀行の休業日
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止(申込み・解約が一部受付となった場合を含みます。)ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとしします。
信託期間	2033年12月16日まで(設定日 2023年12月21日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。

手続・手数料等

繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。なお、主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、繰上償還となります。
決算日	原則、12月21日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2024年12月23日
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	委託会社のホームページ (https://www.sompo-am.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年12月末までの制度となります。 2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜 3.0%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率 1.1495% (税抜 1.045%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
	委託会社 年率 0.415% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率 0.60% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率 0.03% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率 0.165% (税抜 0.15%) ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 概ね 1.3145% (税込・年率) 程度 となります。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率 1.1495% (税抜 1.045%) に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率 0.165%) を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用 ・ 売買委託手数料 ・ 外国における資産の保管等に要する費用 ・ 信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

●当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 上記は2023年12月末までの制度となります。2024年1月1日以降は一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

商品分類・属性区分

商品分類			属性区分				
単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(スワップ取引(株式オプション取引)、債券一般)))	年 1 回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社、その他の関係法人の概況

- 委託会社 : 信託財産の運用指図等を行います。
S O M P Oアセットマネジメント株式会社
- 受託会社 : 信託財産の保管・管理等を行います。
三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- 販売会社 : 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。
今村証券株式会社、南都まほろば証券株式会社

ご注意事項

- 当資料は、ニュースリリースとしてS O M P Oアセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- 投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- 投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。